

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 6 年 4 月 23 日 (火)

午後 1 時 10 分～

函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第26号 函南町立図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第27号 函南町社会教育委員の委嘱について
- 議案第28号 函南町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第29号 函南町放課後子どもプラン運営委員の委嘱について
- 議案第30号 函南町立小中学校の主任等の任命について
- 議案第31号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

5 報 告

- 報告第 4 号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について
- 報告第 5 号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について
- 報告第 6 号 区域外就学の承諾について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

- ア 令和 6 年度日本大学国際関係学部 上期市民公開講座
- イ 地域活性化ワークショップ JR函南駅北エリア活性化の会
10周年記念イベント 森のフェスティバルin「きだちけいこく」
- ウ ボーイスカウト講習会
- エ 第35回わんぱく相撲三島場所
- オ 函南町文化協会主催「お話の力。チャリティー落語&朗読会」
- カ ボイスキュー開局27周年記念イベント「ラジオと一緒に！防災チェック」
- キ 第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和 6 年 5 月 27 日 (月) 13 : 10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和6年4月23日（火）

月日	曜日	内 容
3月25日	月	・ 函南町新規採用職員研修（10：35～）
3月26日	火	・ かなみ仏の里美術館運営審議会（13：00～）
3月29日	金	・ 函南町県費負担教育職員離任式（11：00～） ・ 函南町派遣職員辞令交付式（16：00～） ・ 函南町職員送別式（16：30～） ・ カーマン市訪問団交流セレモニー（18：00～）
4月1日	月	・ 函南町辞令交付式（8：00～） ・ 函南町教育委員会辞令交付式（8：30～） ・ 函南町県費負担教育職員辞令伝達式（9：20～） ・ 函南町県費負担教育職員初任者研修会（10：45～） ・ 函南町県費負担教育職員着任式（13：00～）
4月3日	水	・ 函南町会計年度任用職員説明会（9：15～） ・ 三島警察署防犯グッズ贈呈式（13：30～）
4月5日	金	・ 全国春の交通安全運動街頭広報（7：10～） ・ 町内小学校入学式（9：00～） ・ 町内中学校入学式（13：30～）
4月6日	土	・ 函南町文化協会総会（9：30～）
4月7日	日	・ 木立溪谷環境整備活動（9：15～）
4月8日	月	・ 企画会議（9：00～）
4月10日	水	・ 静岡県市町教育委員会教育長会（13：00～） ・ 2市1町教育委員意見交換会（18：00～）
4月11日	木	・ 町内校長会・園長会（10：00～） ・ 第1回青少年健全育成地区推進委員長連絡会（19：00～）
4月12日	金	・ 函南町あいさつ運動（7：30～） ・ 世界の暦・カレンダー展オープニングセレモニー（11：00～）
4月15日	月	・ 区長会（19：00～）
4月16日	火	・ 第1回静東市町教育委員会教育長会（13：15～） ・ 函南町スポーツ推進委員委嘱式（19：30～）
4月18日	木	・ 静岡県 町教育長会定期総会・研修大会
4月19日	金	
4月22日	月	・ 課長等連絡会議（8：35～） ・ 企画会議（9：00～）

議案第26号

函南町立図書館協議会委員の委嘱について

函南町立図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号）第15条により、別紙の者を町立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

別添の委員から令和6年3月31日付け辞職願が提出されたため、新たな委員を委嘱するものです。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

図書館協議会委員候補者一覧 委員 7 人中 3 人改選

任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（前任者の残任期間）

現在委員	候補者名簿
土屋 貴俊 丹那小学校校長 学校教育関係者として委嘱	関口 直 桑村小学校校長 学校教育関係者として委嘱したい
杉山 恵子 自由ヶ丘幼稚園園長 学識経験者として委嘱	遠藤 弘美 自由ヶ丘幼稚園園長 学識経験者として委嘱したい
山崎 海淳 函南町PTA連絡協議会会長 学校教育関係者として委嘱	山本 哲也 函南町PTA連絡協議会会長 学校教育関係者として委嘱したい

○函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例

平成24年12月11日条例第16号

函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び第16条の規定に基づき、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもからお年寄りまでの幅広い世代の町民が集い、町民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、子育て等を通して、町民相互の交流を促進することにより、健やかで生きがいあふれる地域社会の形成に資するため、函南町図書館等複合施設（以下「複合施設」という。）を函南町上沢107番地の1に設置する。

(構成)

第3条 複合施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 函南町立図書館
- (2) 函南町子育てふれあい・地域交流センター

(職員)

第4条 複合施設に施設長その他必要な職員を置く。

(入館又は利用の制限)

第5条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設への入館を制限し、又はその利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 複合施設の施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 複合施設の管理及び運営において支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 複合施設の多目的室、研修室、ギャラリーコーナー及びパティオを使用しようとする者は、

あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。

(3) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたことによって、使用者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって、使用ができなくなったとき。

(2) 規則で定める期限までに使用の中止又は使用内容の変更の申出があり、町長がこれを承認したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、複合施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ施設長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設、附属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠った者は、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第15条 図書館法第14条第1項の規定により、函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審議会)

第16条 函南町子育てふれあい・地域交流センターを適正かつ合理的な運営に資するため、函南町子育てふれあい・地域交流センター運営審議会を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。ただし、函南町立図書館の組織及び管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第27号

函南町社会教育委員の委嘱について

函南町社会教育委員条例（昭和 35 年函南町条例第 2 号）の規定により、別紙の者を函南町社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 4 月 23 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 6 年 4 月 30 日を以て満了となるため、また任期中途の委員より辞任届の提出があったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで。なお、任期中途の委員の後任については、前委員の任期満了日である令和 7 年 4 月 30 日まで。

令和 6 年度 社会教育委員 名簿（案）

No.	氏 名	住所若しくは所属	任 期	備 考
1	ふじわら あきら 藤原 啓	函南町立函南小学校長	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	① 新任
2	つちや のりこ 土屋 典子	函南町教育支援センター （チャレンジ教室長）	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	① 再任
3	つゆき ようじ 露木 洋二	NPO 法人 函南町体育協会会長	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	② 任期中
4	さとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	② 任期中
5	すずき かおる 鈴木 薫	函南町地域学校協働活動推進委員	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	① 任期中
6	わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	かななみ女性の会会長	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 新任
7	すずき えつろう 鈴木 悦郎	函南町スクールアドバイザー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 再任
8	たかはし けいこ 高橋 桂子	ホームスタートボランティア、 読み聞かせボランティア	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	③ 任期中
9	とみなが かずひこ 富永 和彦	元学校長、 スクールソーシャルワーカー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	④ 再任

【社会教育委員】 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により函南町に社会教育委員を置くことができる。

委員は、^①学校教育及び^②社会教育の関係者、^③家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに^④学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員・公民館運営審議会委員候補者一覧（委員 9 名中 5 名改選）

任期満了による新任（任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
1	森 洋子 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用	渡邊 仁美 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい

任期満了による再任（任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
2	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として任用	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として選任したい
3	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい
4	富永 和彦 元学校長、スクールソーシャルワーカー 学校教育の関係者として任用	富永 和彦 元学校長、スクールソーシャルワーカー 学校教育の関係者として選任したい

任期中途辞任による後任（任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
5	渡邊 衛 桑村学校長（校長会長） 学校教育の関係者として任用	藤原 啓 函南小学校長（校長会長） 学校教育の関係者として選任したい

○函南町社会教育委員条例

昭和35年 1 月22日条例第 2 号

改正

昭和40年 3 月23日条例第13号

昭和59年12月19日条例第19号

平成18年 2 月14日条例第 1 号

平成26年 2 月17日条例第 3 号

函南町社会教育委員条例

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により函南町に社会教育委員を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第 2 条 社会教育委員の定数は、15人以下とする。

第 3 条 社会教育委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情があると認められた場合は、その任期中でもこれを解嘱することができる。

第 4 条 社会教育委員は、その互選により委員長を定める。

2 委員長は、社会教育委員の事務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。

第 5 条 委員長は、社会教育委員の会議を招集しその議長となる。

第 6 条 社会教育委員は、その案件を示して委員長に対し社会教育委員の会議を開くべきことを請求することができる。

第 7 条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し、必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、報酬については、昭和35年度から適用する。

2 函南町社会教育委員条例（昭和27年条例第24号）は廃止する。ただし、その規定により現に在任する委員は、残任期間中引続き在任するものとする。

附 則（昭和40年 3 月23日条例第13号）

この条例は、昭和40年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年12月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 2 月14日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 2 月17日条例第 3 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

議案第28号

函南町公民館運営審議会委員の委嘱について

函南町立公民館条例（平成元年函南町条例第16号）の規定により、別紙の者を函南町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年4月23日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和6年4月30日を以て満了となるため、また任期中途の委員より辞任届の提出があったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで。なお、任期中途の委員の後任については、前委員の任期満了日である令和7年4月30日まで。

令和 6 年度 公民館運営審議会委員 名簿（案）

No.	氏 名	住所若しくは所属	任 期	備 考
1	ふじわら あきら 藤原 啓	函南町立函南小学校長	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	① 新任
2	つちや のりこ 土屋 典子	函南町教育支援センター (チャレンジ教室長)	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	① 再任
3	つゆき ようじ 露木 洋二	NPO 法人 函南町体育協会会長	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	② 任期中
4	さとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	② 任期中
5	すずき かおる 鈴木 薫	函南町地域学校協働活動推進委員	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	① 任期中
6	わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	かななみ女性の会会長	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 新任
7	すずき えつろう 鈴木 悦郎	函南町スクールアドバイザー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 再任
8	たかはし けいこ 高橋 桂子	ホームスタートボランティア、 読み聞かせボランティア	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで	③ 任期中
9	とみなが かずひこ 富永 和彦	元学校長、 スクールソーシャルワーカー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	④ 再任

【公民館運営審議会委員】 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 29 条の規定により公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

委員は、^①学校教育及び^②社会教育の関係者、^③家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに^④学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員・公民館運営審議会委員候補者一覧（委員 9 名中 5 名改選）

任期満了による新任（任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
1	森 洋子 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用	渡邊 仁美 かなみ女性の会会長 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい

任期満了による再任（任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
2	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として任用	土屋 典子 函南町教育支援センター（チャレンジ教室長） 学校教育の関係者として選任したい
3	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用	鈴木 悦郎 函南町スクールアドバイザー 家庭教育の向上に資する活動を行う者として任用したい
4	富永 和彦 元学校長、スクールソーシャルワーカー 学校教育の関係者として任用	富永 和彦 元学校長、スクールソーシャルワーカー 学校教育の関係者として選任したい

任期中途辞任による後任（任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
5	渡邊 衛 桑村学校長（校長会長） 学校教育の関係者として任用	藤原 啓 函南小学校長（校長会長） 学校教育の関係者として選任したい

○函南町立公民館条例

平成元年 6 月 29 日 条例第 16 号

改正

平成 23 年 12 月 14 日 条例第 26 号

平成 24 年 4 月 1 日 条例第 26 号

平成 25 年 6 月 26 日 条例第 23 号

函南町立公民館条例

函南町立公民館条例（昭和 61 年 函南町 条例第 4 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年 法律第 207 号。以下「法」という。）第 20 条の目的達成のため、法第 24 条の規定に基づき、公民館の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき函南町に公民館を設置する。

2 前項の公民館の名称、位置及び設置区域は次のとおりとする。

名称	位置	設置区域
函南町立間宮地区公民館	静岡県田方郡函南町間宮 838 番地の 1	間宮の区域

（分館の設置）

第 3 条 前条に定める公民館に分館を設置することができる。

（職員）

第 4 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、非常勤とすることができる。

3 公民館職員の給与その他、身分取扱いに関しては法令に定めるもののほか、すべて函南町一般職の職員の例による。

（公民館運営審議会）

第 5 条 法第 29 条第 1 項の規定により、第 2 条に規定する公民館に函南町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以下で組織する。

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用の許可）

第 6 条 公民館を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公民館長（以下「館長」という。）の許可を受けなければならない。

2 館長は、重要かつ異例の使用については、教育委員会に諮り、その決定によらなければならない。

3 館長は、使用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

（使用許可の制限）

第 7 条 館長は、次の各号の一に該当するときは、これを許可しない。

（1）公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 施設を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他、公民館の目的達成に支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する者には入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者又は他人に危害を及ぼし、迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (2) その他、管理上支障があると認める者

(使用許可の取消等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件、又は指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後において、第7条のいずれかの規定に該当することが判明したとき。

2 前項の取消し等により、生じた損害については館長はその責を負わない。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備)

第11条 使用者は、特別の設備又は、装飾をするときは、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第9条の規定により使用を中止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の建物、設備、備品、その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは館長の定める額により、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の函南町立公民館条例の規定により、既に使用の許可を受けている者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成23年12月14日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日条例第23号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議案第29号

函南町放課後子どもプラン運営委員の委嘱について

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（平成21年函南町教育委員会告示第2号）第3条の規定により、別紙のとおり函南町放課後子どもプラン運営委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

役員の交替等により委員に欠員が生じたため、新たな委員を委嘱したい。

函南町放課後子どもプラン運営委員候補者一覧

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

NO	前任者	候補者		備 考
		氏 名	所属・選任理由	
1	フタナベ マモル 渡邊 衛	フジワラ アキラ 藤原 啓	函南小学校長 (1) 学校関係者	新任
3	イワイ リョウコ 岩井 良子	オオニシ ケンタ 大西 健太	子育て支援課留守家庭児童保育所担当 (2) 留守家庭児童保育所関係者 (4) 児童福祉関係者 (7) 行政関係者	新任
3	イワカワ シンマサ 市川 善正	ヤマモト テツヤ 山本 哲也	函南小学校PTA会長 (5) PTA関係者	新任

函南町放課後子どもプラン運営委員 (令和5年3月教育委員会で承認済みの委員)

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

NO	氏名	所属・選任理由	備考
1	トミナガ カズヒコ 富永 和彦	函南町社会教育委員長 (3) 社会教育関係者	承認済
2	ハンダ カズヨ 半田 和世	ジュニアコーラス函南講師 (8) その他教育委員会が必要と認める者	承認済
3	イシイ ツネオ 石井 恒男	学校教育課地域学校協働活動担当 (7) 行政関係者 (8) その他教育委員会が必要と認める者	承認済
4	フタナベ ハルミ 渡邊 法美	ボランティアリーダーわたげ代表 (6) ボランティア団体関係者	承認済

○函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

平成21年4月1日教委告示第2号

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化や核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図ることを目的とした、放課後子どもプラン推進事業の一体的又は連携した円滑な運営を図るため、函南町放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放課後子どもプラン推進事業の円滑な推進のための会議
- (2) 放課後子どもプラン推進事業の各種事業に関する調査活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後子どもプラン推進事業の運営に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 留守家庭児童保育所関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) P T A 関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、函南町教育委員会が委嘱する。

(運営委員会の委員の任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、年間を通じて定期的に開催するよう努めるものとする。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

議案第 30 号

函南町立小中学校の主任等の任命について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第18条の4から第21条及び静岡県公立小中学校初任者研修実施要領の規定により、別紙の者を主任等に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年4月1日付け静岡県教育委員会の人事異動により主任等の辞令を発令するため、別紙の者を主任等に任命するものです。

令和6年度 函南町教育委員会 主任任命辞令

	函南小学校	丹那小学校	桑村小学校	東小学校	西小学校	函南中学校	東中学校
教務主任/主幹教諭	竹内 直子	久保田 久美子	井村 英貴	長本 絵里	藪寄 麻希	山田 大	新井 孝将
第1学年学年主任	山梨 亜希			八木 有希子	關野 真理	鈴木 毅彦	石川 聡
第2学年学年主任	木内 麻紀子			高井 静香	小沢 卓斗	増田 美祐紀	齋藤 秀人
第3学年学年主任	山本 順也			監物 孝恭	梅原 一輝	森 大介	鈴木 和彦
第4学年学年主任	柳田 誠			原 淳子	花村 一城		
第5学年学年主任	鈴木 英紀			鈴木 亮太	松井 靖国		
第6学年学年主任	萩野 千賀			半澤 友代	岩城 雄大		
研修主任	岸 貴典	下山 祐二	江川 智恵美	大橋 恵介	山下 ひとみ	武田 宇弘	佐野 秀樹
生徒指導主事・主任	大島 竜之介	福本 美恵	稲木 美智子	新井 涼太	花村 一城	高澤 駿一	大木 一生
進路指導主事						今井 清美	田中 直子
保健主事	飯塚 健太	亀山 誠秀	萩原 大夢	松下 由津樹	渡邊 智哉	丸山 美穂	牧原 里佳
道徳主任	金子 柚那	福本 美恵	浅井 洋美	芦田 恵	關野 真理	篠崎 弘子	遠藤 佳奈
特別活動主任	石川 巳由	長尾 美瑠	神戸 由美子	木内 密花	長嶺 世菜	上嶋 崇嗣	市川 春奈
事務主任	湯川 望	高木 亜美	野高 歩	寺井 淳介	渡邊 陽夏	大木 公恵	望月 茜
養護主任	鈴木 紗永	高塚 遥菜	溝口 詩野	コガ 知美	小澤 未奈	宮崎 典子	土屋 智美
教科主任							
国語科	久保庭 美穂	長尾 美瑠	浅井 洋美	田井 春菜	山田 悠季	折尾 優里	土屋 由紀子
社会科	鈴木 英紀	下山 祐二	露木 理沙	鈴木 亮太	宮崎 みどり	高橋 樹	遠藤 佳奈
算数・数学科	内田 千尋	久保田 久美子	稲木 美智子	小林 詩菜	永岡 裕矢	藤江 航大	岡 常典
理科	石川 巳由	芦川 政利	萩原 大夢	松本 大智	佐野 佳子	上嶋 崇嗣	植田 歩
技術科						鈴木 毅彦	石川 聡
家庭科	三原 有紀子	久保田 久美子	神戸 由美子	嶋原 真実	長嶺 世菜	勝呂 晴美	福井 梨花
保健体育・体育科	加藤 寛大	亀山 誠秀	萩原 大夢	小澤 秀登	渡邊 智哉	海瀬 俊弥	杉山 雄飛
音楽科	山梨 亜希	福本 美恵	江川 智恵美	監物 孝恭	水野 明世	紀藤 聖樹	増島 香
生活科	木内 麻紀子	長尾 美瑠	稲木 美智子	犬塚 康至	銅山 紋可		
図工・美術科	稲葉 雅哉	芦川 政利	神戸 由美子	太田 朋弥	吉村 秀美	斉藤 貢一	植木 和宏
外国語・英語科	山本 千里	亀山 誠秀	井村 英貴	鈴木 誠	昆 玲子	佐野 拓哉	三田 靖代
道徳科	金子 柚那	福本 美恵	浅井 洋美	嶋原 真実	關野 真理	篠崎 弘子	遠藤 佳奈
初任研拠点校指導教員							
初任研特例校指導教員	齋藤 修				石井 恒男	小野 高広	
図書館司書教諭	久保庭 美穂	亀山 誠秀		八木 有希子	海野 はる佳	増田 美祐紀	土屋 由紀子
防火管理者	松沼 高祥	土屋 清隆	山地 正訓	松下 八十二	岩本 浩輔	大町 利夏	三田 治樹
衛生推進者	鈴木 紗永	高塚 遥菜	溝口 詩野	コガ 知美	小澤 未奈	宮崎 典子	土屋 智美

上記の者を各主任に命ずる。ただし、期間は令和7年3月31日までとする。

（教頭）

第18条 学校に教頭を置く。

- 2 校長の命を受けてこれを補佐し、校長不在のときは、その職務を代行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条に規定する事項については、代行することができない。

（主幹教諭）

第18条の2 学校に、主幹教諭を置くことができる。

- 2 主幹教諭は、教諭をもって充て、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

（栄養教諭）

第18条の3 学校に、栄養教諭を置くことができる。

- 2 栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

（研修主任等）

第18条の4 学校に、研修主任、道徳主任及び特別活動主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 研修主任、道徳主任及び特別活動主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教科主任）

第18条の5 学校に、各教科ごとに教科主任を置く。

- 2 教科主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教科主任は、校長の監督を受け、教科の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（養護主任）

第18条の6 学校に、養護主任を置くことができる。

- 2 養護主任は、養護教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 養護主任は、校長の監督を受け、養護に関する事項の連絡調整及び指導、助言に当たる。

（生徒指導主任）

第18条の7 小学校に、生徒指導主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 生徒指導主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教務主任、学年主任、保健主事）

第19条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校につ

いてはこの限りでない。

- 2 教務主任及び学年主任は教諭を、保健主事は教諭又は養護教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

(生徒指導主事、進路指導主事)

第19条の2 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、別に定める学校についてはこの限りでない。

- 2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第19条の3 学校においては、第19条（教務主任等）及び第19条の2（生徒指導主事等）に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。
- 3 学校に、教科等指導リーダーを置くことができる。
- 4 教科等指導リーダーは、教諭をもつて充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が委嘱する。

(事務主任)

第19条の4 学校に、事務主任を置くことができる。

- 2 事務主任は、事務職員をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

(共同学校事務室)

第19条の5 教育委員会は、町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、函南町立函南中学校に共同学校事務室を置く。

- 2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(防火管理者)

第20条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもつて充て委員会が任命する。ただし、教頭をもつて防火管理者に充てることができない場合は、委員会は、校長をもつてこれに充てる、又は校長の意見を聞いて教諭をもつてこれに充てることができる。
- 3 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法（昭和23年法律第186号）に定める任務を行うものとする。

(司書教諭)

第21条 学校に司書教諭を置くことができる。

- 2 司書教諭は、校長の意見を聞いて委員会が任命する。
- 3 司書教諭は、教諭をもつてこれに充て、学校図書館法に定める任務を行うものとする。

静岡県公立小中学校初任者研修実施要領

静岡県教育委員会義務教育課

1 目 的

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、公立小・中・義務教育学校（以下「小学校等」という。）の初任者研修に係る研修日数等について基本的事項を定め、初任者研修が効果的かつ円滑に実施されることを目的とする。

2 対 象

初任者研修の対象となる教員（以下「初任者研修者」という。）は、原則として、実施要綱第3条に定められた者とする。

3 研修内容

実施要綱第6条に規定された事項について実施するものとする。

4 研修形態等

校内研修及び校外研修は以下のとおり実施する。

区 分		研修日数等	内 訳	
校内 研修	直接指導	180 時間	指導教員を中心とした校内指導体制の下での研修	
	間接指導	120 時間	指導教員等による初任者研修の準備・記録等	
校外 研修	総合教育センター等 における研修	13 日	県教育委員会	市町教育委員会
			10 日	3 日
計			校内 300 時間＋校外 13 日	

5 実施協議会

(1) 静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、次の事項について協議を行うため実施協議会を設置し、年間2回開催する。

ア 年間研修計画

イ その他実施上の諸問題

(2) 実施協議会は、義務教育課長を長とし、関係機関の代表をもって構成する。

6 校長等連絡協議会

県教委は、初任者研修を効果的かつ円滑に実施するため、校長及び指導教員等の連絡協議会を3月に開催する。

7 拠点校方式

(1) 拠点校指導教員

ア 教科等必要な研修分野の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、県教委が拠点校に配置し、当該学校を所管する市町教育委員会（以下「市町教委」という。）が命ずるものとする。（様式1）

イ 兼務の扱いは、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」によるものとする。

ウ 兼務校への通勤は、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」第8条にかかわらず、自宅から直接通勤するものとする。

エ 初任者研修のみを校務分掌とし、原則として授業は担当しないものとする。

(2) 校内指導教員

校内指導教員は、拠点校方式の小学校等において、初任者が所属する学校の教頭、主幹教諭又は教諭の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式2）

(3) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式3）

(4) 非常勤講師

ア 県教委は、初任者の校外研修に伴い必要になる非常勤講師を初任者1人に付き1人を任命し、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。

イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、初任者に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(5) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	・初任者4人に1人の割合で拠点校指導教員を配置する。 ・拠点校指導教員は原則としていずれかの初任者が所属する学校に配置し、1人の初任者につき週1日の指導にあたる。 ・校外研修非常勤講師：当該初任者1人につき1人を配置できる。
非常勤講師勤務時間	・校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日7時間以内

8 特例校方式

(1) 指導教員

ア 初任者の所属する学校の教頭、主幹教諭、教諭又は非常勤講師の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。(様式4-1, 4-2)

イ 県教委は、指導教員を命ずることができるようにするために、当該学校に対し、非常勤講師について措置を講ずるものとする。

ウ 校長は、指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。

(2) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。

(様式5-1, 5-2)

(3) 非常勤講師

ア 県教委は、指導教員又は教科指導員（以下「指導教員等」という。）を命ずることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて、非常勤講師を任命し、市町教委の求めに応じて、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。

イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該指導教員等に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(4) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	①校内研修非常勤講師1人 ②校外研修非常勤講師1人 ※①及び②の非常勤講師は兼ねることができる
非常勤講師勤務時間	・校内研修時：年間300時間以内（週10時間以内） （原則：指導教員の後補充のため） ・校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日につき7時間以内 （原則：初任者の後補充のため）

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

議案第31号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和6年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

報告第4号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和6年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和6年3月31日を以て満了となり、新たな委員に委嘱したので、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和 6 年度 函南町就学支援委員

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	安田 秀	NTT 東日本伊豆病院	医 師	条例第 3 条第 1 号
2	皆川 行寛	臨床心理オフィス Be サポート	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号
3	若月 哲也	函南中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
4	小松 孝洋	東中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
5	藤原 啓	函南小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
6	土屋 清隆	丹那小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
7	関口 直	桑村小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
8	松下 八十二	東小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
9	久保田 正基	西小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
10	成田 好美	みのり幼稚園	園長代表	条例第 3 条第 6 号
11	尾村 明子	東中学校	特別支援学級代表 (中学校・知的)	条例第 3 条第 5 号
12	山田 悠季	西小学校	特別支援学級代表 (小学校・自情)	条例第 3 条第 5 号
13	三矢 優子	東小学校	通級指導教室代表	条例第 3 条第 5 号
14	渡邊 康子	伊豆の国特別支援学校	特別支援学校教諭	条例第 3 条第 3 号
15	猪ノ原淑恵	健康づくり課	保健師	条例第 3 条第 2 号
16	万城目浩子	子育て支援課	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号 及び第 7 号
17	松田かおる	学校教育課	公認心理師	条例第 3 条第 3 号

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年2月27日条例第10号）

最終改正:令和5年2月14日条例第7号

改正内容:令和5年2月14日条例第7号〔令和5年4月1日〕

○函南町就学支援委員会設置条例

昭和54年2月27日条例第10号

改正

平成元年6月29日条例第19号
平成24年6月20日条例第14号
平成27年3月3日条例第5号
令和5年2月14日条例第7号

函南町就学支援委員会設置条例

（設置、目的）

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- （2）児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- （3）静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- （4）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- （1）医師
- （2）保健師
- （3）特別支援教育に関して識見を有する者
- （4）函南町立学校の校長
- （5）函南町立学校の特別支援学級の担当者
- （6）函南町立幼稚園の代表園長
- （7）児童福祉関係者
- （8）その他必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員会で必要であると認める場合は、関係職員等を出席させることができる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月29日条例第19号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第14号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月14日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第5号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年3月8日条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和6年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和6年3月31日を以て満了となり、新たな委員に委嘱したので、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和6年度 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員

○敬称略

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	久保田 浩子	函南町教育委員会	教育長	要綱第3条第3号
2	小松 孝洋	東中学校	校長(中学校長代表)	要綱第3条第1号
3	松下 八十二	東小学校	校長(小学校長代表)	要綱第3条第1号
4	遠藤 弘美	自由ヶ丘幼稚園	園長(幼稚園長代表)	要綱第3条第2号
5	高塚 由美子	静岡少年鑑別所	地域非行防止調整官	要綱第3条第7号
6	鈴木 理央	静岡県東部児童相談所	育成第3班長	要綱第3条第4号
7	片岡 俊枝	静岡地方法務局沼津支局	人権擁護委員	要綱第3条第5号
8	渡邊 歩	函南町社会福祉協議会	民生・主任児童委員	要綱第3条第7号
9	金指 哲典	三島警察署生活安全課	生活安全課長	要綱第3条第6号
10	古川 智之	三島警察署生活安全課少年係	警部補	要綱第3条第6号
11	土屋 重人	三島警察署生活安全課	スクールサポーター	要綱第3条第6号
12	安本 雅	三島警察署函南町交番	警部補	要綱第3条第6号
13	高木 基	三島警察署	少年警察ボランティア	要綱第3条第6号
14	谷本 弘二	静岡保護観察所	保護司(保護司代表)	要綱第3条第7号
15	芹田 俊男	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
16	伊澤 竜也	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
17	高澤 駿一	函南中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
18	大木 一生	東中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
19	大島 竜之介	函南小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
20	福本 美恵	丹那小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
21	稲木 美智子	桑村小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
22	新井 涼太	東小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
23	花村 一城	西小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
24	高谷 由紀恵	子育て支援課	係長	要綱第3条第7号
25	松田 かおる	教育支援センター	教育相談員	要綱第3条第7号
26	庄司 佳乃	教育支援センター	教育相談員	要綱第3条第7号
27	佐藤 香	教育支援センター	スクールソーシャルワーカー	要綱第3条第7号

○いじめ防止対策推進法

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第14条第1項に掲げる関係者及び生徒指導関係者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会運営要綱

(委員)

第3条 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱又は任命する委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校 函南町立小中学校長
- (2) 幼稚園 函南町立幼稚園長
- (3) 教育委員会 函南町教育長
- (4) 児童相談所 児童相談所職員
- (5) 法務局又は地方法務局 人権擁護委員
- (6) 都道府県警察 静岡県警察職員
- (7) その他の関係者 その他教育委員会が必要と認める者

報告第 6 号

区域外就学の承諾について

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則別表 3 に基づき行った区域外就学の承諾について報告する。

令和 6 年 4 月 23 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

生徒の保護者から区域外就学承諾願いが提出され、区域外就学の承諾をした件について教育委員会に事後報告をするものです。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和6年4月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	令和6年度日本大学国際関係学部 上期市民公開講座	日本大学国際関係学部 学部長 渡邊 武一郎	令和6年6月5日(水)～6月26日(水) 日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎	無料	有	有
2	地域活性化ワークショップ JR函南駅北エリア活性化の会10周年記念イベント 森のフェスティバルin「きだちけいこく」	地域活性化ワークショップ JR函南駅北エリア活性化の会 会長 山口 千賀志	令和6年7月28日(日) (雨天時は8月4日(日)に延期) 木立溪谷エリア	無料		
3	ボーイスカウト講習会	(一社) 日本ボーイスカウト静岡県連盟 理事長 小林 透	令和6年6月23日(日) MOA大仁研修センター	有料		
4	第35回 わんぱく相撲三島場所	わんぱく相撲三島場所実行委員会 会長 杉山 信二	令和6年5月19日(日) 三島市立錦田中学校	無料	有	有
5	函南町文化協会主催 「お話の力 チャリティー落語&朗読会」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和6年8月25日(日) 函南町文化センター 大ホール	有料	有	有
6	ボイスキュー開局27周年記念イベント 「ラジオと一緒に！防災チェック」	エフエムみしま・かななみ (ボイスキュー) 代表者 原 和也	令和6年6月2日(日) ゲートウェイ函南 (道の駅・川の駅)	無料	有	有
7	第25回静岡州市町対抗駅伝競走大会	静岡州市町対抗駅伝競走大会 大会会長 大須賀 紳晃	令和6年11月30日(土) 静岡県庁本館前～県草薙陸上競技場	無料	有	有
8	以下余白					
9						
10						

国研究公発第5－4号
令和6年3月18日

函南町教育委員会教育長 殿

申請者 日本大学国際関係学部長 渡邊 武一郎
〒411-8555
三島市文教町2丁目31番145号
電話(055)980-0808



令和6年度日本大学国際関係学部上期市民公開講座の後援について（依頼）

下記により標記事業を開催するにあたり、貴職のご後援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

開催の趣旨 目 的	本学の教員及び外部講師による市民公開講座を開催し、地域住民との交流を深め、地域文化の向上に寄与するものとする。
名 称	令和6年度日本大学国際関係学部上期市民公開講座
団 体	日本大学国際関係学部・日本大学短期大学部(三島校舎)
主催所在地 代 表 者	日本大学国際関係学部国際関係研究所 〒411-8555 三島市文教町2丁目31番145号 日本大学国際関係学部長 渡邊 武一郎
開 催 日 時	自 令和6年6月5日(水)～至 令和6年6月26日(水) 午後6時15分～午後7時45分(日程は別紙, 計4回)
会 場	日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎 1階山田顕義ホール
参 加 料	無 料
事業の内容	統一テーマ 「スポーツ文化とフランス文化を知ろう～パリオリンピック・パラリンピック開催を前にして～」 (詳細別紙添付)
そ の 他	しずおか県民カレッジ連携講座

以 上



令和6年度日本大学国際関係学部上期市民公開講座

統一テーマ

「スポーツ文化とフランス文化を知ろう～パリオリンピック・パラリンピック開催を前にして～」

開催日	講演者	演題
第1回 6月5日(水)	日本大学国際関係学部 助 教 G.オリビエ	「フランス人の考え方に迫る！～教育・仕事・社会から紐解くフランス～」
第2回 6月12日(水)	日本大学スポーツ科学部 教 授 北田 典子	「オリンピックってどんな存在？日本とフランスの柔道の捉え方」
第3回 6月19日(水)	日本大学国際関係学部 助 教 加藤 秀治	「パラリンピックから考えるスポーツの多様性」
第4回 6月26日(水)	日本大学国際関係学部 准教授 高塚浩由樹	「アルベール・カミュの『手帖』―事後的に加えられた修正の謎」

- ・時 間 18時15分～19時45分
- ・定 員 400名
- ・受講料 無 料
- 主 催 日本大学国際関係学部 日本大学短期大学部（三島校舎）
日本大学国際関係学部国際関係研究所
- 後 援 三島市
- (予 定) 三島市教育委員会 裾野市教育委員会 清水町教育委員会
長泉町教育委員会 函南町教育委員会
しずおか県民カレッジ連携講座
- ・会 場 三島駅北口校舎1階大教室
- ・申込資格 参加自由

以 上

日本大学国際関係学部 研究事務課

〒411-8555 三島市文教町 2-31-145

電話：055-980-0808

担当：藤澤 博隆

fujsiawa.hirotaka@nihon-u.ac.jp

令和6年3月27日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

住 所 田方郡函南町大竹168-7
氏 名 地域活性化ワークショップ
JR 函南駅北エリア活性化の会
会長 山口 千賀志 印

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	地域活性化ワークショップ JR 函南駅北エリア活性化の会 10周年記念イベント 森のフェスティバル in 「きだちけいこく」		
期 日	令和6年7月28日(日) 10:00～ (雨天時は8月4日(日)に延期)		
会 場	木立溪谷エリア (馬坂山神社から町営木立キャンプ場までの区間)		
主催者	団体名	地域活性化ワークショップ JR 函南駅北エリア活性化の会	
	代表者	会長 山口 千賀志	
	所在地	田方郡函南町大竹168-7	
共催又は 後援団体 (申請予定を 含める)	①有・無 (有の場合は その名称)	共 催	桑村小学校区内の各区
		後 援	函南町 (予定) 箱根山禁伐林組合 (予定)



事業の対象 と 目 的	◎ 対 象…町内外の住民誰でも ◎ 趣旨・目的 「森のチカラ」を使い、「安心」「安全」「健康」な町・函南町を作ろう！ ～函南町には、箱根の南の広大な森林という財産がある～ ・ JR 函南駅北エリア活性化の会の活動について理解していただく。 ・ 森が持つ役割、はたらきについて学び・考えよう ・ 函南町をもっと知ろう。 ・ 森林・自然を守る活動について知ろう。		
事 業 内 容	※ 別紙「実施要領(案)」を参照 ◎ 記念式典 ◎ パネル展示 ◎ ウォークラリー ◎ 出店 ◎ 野外セミナー「森の寺子屋」 ◎ ワークショップ「木立工房」		
申 請 理 由	函南町教育委員会の後援をいただくことにより、当該イベントを広く町内外の方々に周知し、子どもから大人まで、より多くの方々に参加していただきながら、函南町には、箱根の南の広大な森林という財産があることを周知し、その「森のチカラ」を使い、「安心」「安全」「健康」な町・函南町のまちづくりに寄与したい。		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

地域活性化ワークショップ
JR函南駅北エリア活性化の会
10周年記念イベント実施要領(案)

森のフェスティバルin「きだちけいこく」

主催：地域活性化ワークショップ「JR函南駅北エリア活性化の会」
後援：函南町、函南町教育委員会、箱根山禁伐林組合
協力：桑村小学校区(桑原区、大竹区、函南区、冷川区、パサディナ区、ヒューマンヒルズ区)
(株)鈴紘建設

1. イベント開催日

・2024年令和6年7月28日(日)(7月28日が雨天等の場合は8月4日へ延期)

2. 開催場所

馬坂山神社上の埋立地より町営木立キャンプ場までの区間
当日は、埋立地より木立キャンプ場の区間は全面通行止めとする

3. イベントの趣旨、目的

「森のチカラ」を使い、「安心」「安全」「健康」な町、函南町をつくろう
(函南町には、箱根の南の広大な森林という財産がある)

啓蒙活動(パネル展示)

- ・当会の活動について理解していただく
- ・森がもつ役割、はたらき(特に防災、減災、健康増進)について、学び、考えよう
- ・函南町をもっと知ろう(函南にも、このような場所がある)
- ・森林、自然を守る活動について(世界レベル、日本国内など)知ろう

4. イベントの内容

- ・記念式典
- ・パネル展示、(当会、函南町、各種団体、各種事業など)
- ・ウォークラリー
- ・出店(キッチンカー、三島コロツケ、鈴紘建設、軽トラ市、当会ブースなど)
- ・野外セミナー「森の寺子屋」
- ・ワークショップ「木立工房」

5. 仮施設の概要

・大会本部・受付／歓迎ゲート	埋立地内にテントを設営／埋立地入口にゲートを設置(単管等)
・駐車場	埋立私有地を借用
・トイレ	木立キャンプ場内トイレを借用、他に本部前、御山橋に仮設トイレ
・パネル展示場	埋立地内にテントを設営
・野外セミナー「森の寺子屋」	御山橋駐車場(上)内にホワイトボード、パイプ椅子を設置
・ワークショップ「木立工房」	御山橋駐車場(下)内にテントを設営
・キッチンカー	埋立地内、御山橋駐車場、キャンプ場駐車場に配置
・ウォークラリー チェックポイント設置	林道入口から木立キャンプ場までの 該当箇所に設置

6. 人員の配置

項 目	担当内容など	所要人員
・大会本部・受付	来賓、プレス対応、写真など 会長、副会長、事務局	5
・駐車場	馬坂山神社前、埋立地内	10
・場内、イベント案内	会場内、ウォークラリーポイントなど	23
・当会直営出店※	軽食、飲料、野菜の販売ほか	4
・場内施設管理	仮設トイレの維持管理など	5
・パネル展示場	埋立地内のテント内にて説明	
・野外セミナー 「森の寺子屋」	御山橋駐車場(上)内 会場の設営、受講者案内など	2
・ワークショップ 「木立工房」	御山橋駐車場(下)内にテント内 竹や木工細工の製作指導	26

左の表によれば
54人必要になる。
パネル展示案内は本
部詰めの者が対応。
最少でも50人程度の
人員が必要。

※キッチンカー(業者)は除く

7. イベント内容の詳細

①記念式典 午前10時開始

埋立地の本部テント前で開催

- ・開会
- ・主催者挨拶 活性化の会 会長
- ・来賓あいさつ
- ・イベント内容に関する説明 JR函南駅北エリア活性化の会事務局
- ・閉会

②パネル展示、(当会、函南町、各種団体、各種事業など)

- ・JR函南駅北エリア活性化の会
活動目的、活動内容、会員の状況など
- ・函南町の取り組み(健康づくり課、生涯学習課、総務課など)
- ・森林、緑化、植樹等に関する各団体の活動紹介(箱根山御山組合など)
- ・森林の役割について
- ・森林セラピーについて

③出店(キッチンカー、三島コロッケ、榊鈴紘建設、軽トラ市、当会ブースなど)

出店希望者(賛同者)が出揃ってから、場所を決める。出来るだけ出展者の意向を尊重する。

出店場所(候補)は、

- ・本部席近くの駐車スペースを除いた場所
- ・御山橋駐車場上(下の駐車場は、ワークショップ「木立工房」を設置)
- ・町営木立キャンプ場駐車場

の3か所とする。

④ウォークラリー

自分(自分たち)のペースで森の中を歩き、森林浴を楽しみながらチェックポイントを探す。
チェックポイントに着いたら、課題を解き、エントリーシート(解答用紙)に答えを記入し、
次のチェックポイントをめざす。

エントリーシートの最後に、アンケート欄を設け、開催場所の知名度、来訪頻度、来訪目的など傾向を把握する。また不具合なところ、要望などの意見を集約する。

- ・本部にて受付、その際エントリーシート(解答用紙)を受け取りスタート。
- ・1人でも、グループ、家族など、誰でも参加できる。
- ・すべてのチェックポイントを回って、再び本部まで戻る。これでゴール。
- ・所要時間などは競わない。ゴールした人、グループにはエントリーシートと引き換えに景品をプレゼントする。

各チェックポイントの問題(案)は以下のとおりである。

チェックポイント	問 題
1 植林樹の中の道	森林セラピーとは？間違っているものは？ ①科学的な証拠に裏付けされていない森林浴のことである ②森の力がこころと身体を癒す ③森の中に入ると清々しい気分になる
2 木立溪谷親水公園 (御山橋)	函南町の木は？ ①ヒメシャラ ②サクラ ③モクセイ
3 アジサイの小径	アジサイの花について誤りはどれか？ ①土壌のpH(酸性度)によって花の色は変わらない ②酸性の土壌では青っぽく、またアルカリ性の土壌では赤っぽくなる ③咲き進むうちに色が変わるので「七変化」と呼ばれている
4 わさびだ前駐車場	この付近に植栽されていない花木は？ ①ブナ ②サクラ ③モミジ
5 わさび田上緑地 (ドウダン公園)	ドウダンツツジについて誤りはどれか？ ①落葉しない ②葉が出る前に開花 ③秋には紅葉が楽しめる
6 町道上り坂 (ツバキ坂)	ツバキについて誤りはどれか？ ①薬用や食用にはならない ②ヤブツバキ(ヤマツバキ)の別名として、一般的にツバキと呼んでいる ③海岸近くの山中や、雑木林に生えている
7 観音滝下親水公園 (ハナモモ園)	ハナモモについて誤りはどれか？ ①ウメの花の咲く時期に前後して開花の最盛期を迎える ②花を觀賞するために改良されたモモ ③樹形には立ち性、枝垂れ性、ほうき立ち性がある
8 観音滝下親水公園 (ロウバイ園)	ロウバイについて誤りはどれか？ ①日本中部を原産とする落葉低木である ②黄色いウメと勘違いされやすいがウメの仲間(バラ科)ではない。 ③香りが強く、年末年始を彩る切花としても人気がある

9 観音滝	観音滝の水源は？ ①降った雨が集まって流れる ②滝の上流側に川があり、その水が流れている ③災害級の大雨が降った時だけ流れる
10 植林樹の中の道	静岡県の鳥は？ ①サンコウチョウ ②ウグイス ③モズ
11 木立キャンプ場	木立キャンプ場について誤りはどれか？ ①読み方は、こだち(木立)キャンプ場 ②リーズナブルな利用料金で、町外からも人気がある ③管理棟・炊事棟・水道・男女分かれたトイレを完備
12 禁伐林組合直轄林	全国植樹祭が函南町で開催されたか？ ①昭和27年4月に第3回として開催された ②今後、開催予定が決まっている ③未だ、開催実績も予定もない
13 わさび田下緑地	函南町の花は？ ①ハコネザクラ(マメザクラ) ②ツツジ ③アジサイ

⑥ワークショップ「木立工房」

場所は、木立溪谷親水公園駐車場(下)とし、ここにテント(2間×3間程度)を設置する。

原則的に、親子での工作教室とする。完成後には、それを使って遊ぶこともOK。

竹や木工細工の工作メニュー候補として、

- ・どんぐりトロ
- ・竹トンボ
- ・水鉄砲
- ・間伐材を使ったコースターづくり
- ・木の実などを使った工作物

などが考えれる。製作指導できるメンバーの存在を確認し、最終的に判断する。

⑦野外セミナー「森の寺小屋」

場所は、木立溪谷親水公園駐車場(上)とし、ここにパイプ椅子を約50脚配置する。

- ・防災・減災につながる「森のちから」(函南町防災監)／
- ・森のはたらき(活性化の会)
- ・このエリアに植栽したハナモモについて(山口アドバイザー)
- ・その他 森に関する講座

⑧閉会式 午後3時開始

埋立地の本部テント前で開催

- ・開会
- ・主催者あいさつ 活性化の会 副会長
- ・イベントに関し、結果報告
- ・閉会

8. 撤収作業

午後3時30分頃から撤収開始

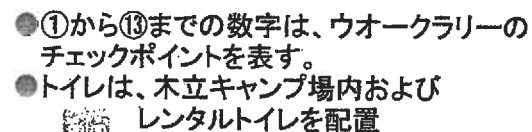
9. 持ち寄り機材、人材協力等

関係者の理解、協力が得られた段階で協議、決定する。

以上

(馬坂山神社より木立キャンプ場までの区間)

10



(第1号様式)

6 年 3 月 2 9 日

函南町教育長 様

申請者

住 所 田方郡函南町平井 22-1

ボーイスカウト函南1団

氏 名 団委員長 長倉良幸

(連絡先) 055-978-2154



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	ボーイスカウト講習会		
期 日	令和6年6月23日 AM 9:00 ~ PM 4:30		
会 場	MOA 大仁研修センター (〒410-2311 伊豆の国市浮橋 1601-1)		
主催者	団体名	(一社) 日本ボーイスカウト静岡県連盟	
	代表者	理事長 小 林 透	
	所在地	〒420-0068 静岡市葵区1丁目40-1(静岡県青少年会館内)	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	静岡県教育委員会
		後 援	

裏面があります。



事業の対象 目 的	ボーイスカウト講習会は18歳以上の人を対象として開設し、 講義や実際のミニハイキング体験を通して、参加者がボーイス カウトの概要とスカウト教育の原理と基本的な方法について 知ることを目的としています。		
事業の内容	<u>講義と実習（ミニハイキング）</u> 講義では、ボーイスカウト活動、活動の意義、活動の仕組み 等について概説し、実際にボーイスカウトのハイキングを体験 して、スカウト教育の原理と特徴ある方法（スカウト教育法） について知っていただきます。		
申請する理由	ボーイスカウト活動を広く周知するため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	￥2,000 円／人 （保険料・資材費等）

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



ボーイスカウト講習会第 643 回のお知らせ

主催 静岡県教育委員会

一般社団法人 日本ボーイスカウト静岡県連盟

後援 ○ ○ 市 教育委員会

ボーイスカウト講習会は、スカウト運動の概要およびスカウト教育の原理と基本的な方法について
体験を通じて参加者の皆さんに知っていただくことを目的としています。

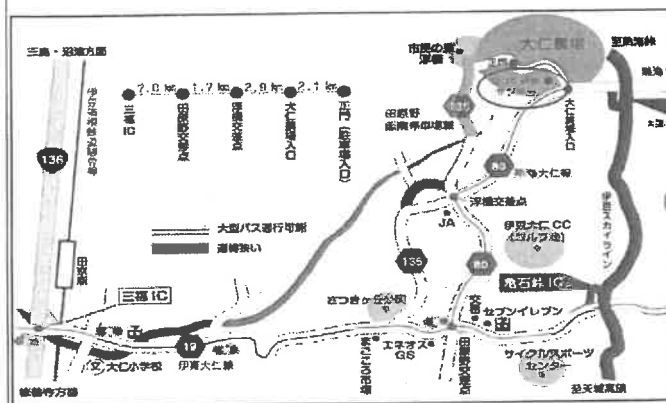
1. 期 日 令和6年 6月23日(日) 9時30分 集合受付 17時00分 解散予定
2. 会 場 MOA 大仁研修センター 伊豆の国市浮橋1601-1
3. 内 容 講義、ミニハイキング等を通じてボーイスカウト運動を体験いたします。
4. 参加費 2,000円(食費・教材費・資料代等) ※当日申し受けます
5. 募集人員 32名(満18歳以上の方)
6. 服 装 軽い運動ができる服装、スニーカー、帽子等でお越し下さい。
7. 持 ち 物 筆記用具・デイパック・雨具(レインウェア等 ※傘は不可)
水筒・上靴 ※昼食は用意します
8. 申込方法 申し込みフォームへ入力してください。↓ →

<https://forms.gle/s5ppgKUL1Uu88Tuq8>

申し込み期限：令和6年6月6日(木)



9. 問い合わせ先 メールにてお問い合わせください
ボーイスカウト静岡県連盟 伊豆地区指導者委員会 大坂 平
Email:sanshinlions@gmail.com
※当日連絡先 090-3423-4892 大坂
10. 主任講師 芦川 芳紀 (日本連盟副トレーナー)
11. その他 *全日程の参加が原則です。
*原則として参加費はお返しできません。



提出日 令和6年3月 日

ボースカウト講習会 静岡第643回
予 算 書

開催日：2024年6月23日（日曜日）

収入の部

科目	単価	数量	金額	科目計
1. 参加費				64,000
参加者32名として	2,000	32	64,000	
2. 県連盟補助金				15,000
県連盟より	15,000	1	15,000	
3. 雑収入				-
地区負担			-	
収入計				79,000

支出の部

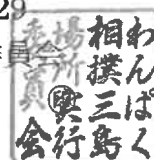
科目	単価	数量	金額	科目計
1. 旅費				4,000
スタッフ会議	1000	1	1,000	
開催当日	3000	1	3,000	
2. 使用・賃借料				18,900
会場使用料 スタッフ会議	3,200	1	3,200	
会場使用料 開催当日	3,200	1	3,200	
会場入館使用料 開催当日	250	50	12,500	
3. 消耗品費				19,860
コピー用紙 (A4 500枚)	700	1	700	
プリンター インク	6,000	2	12,000	
写真プリント用紙代 (2Lサイズ)	1000	1	1,000	
修了記章	308	20	6,160	
4. 通信運搬費				1,040
資材等郵送代	520	2	1,040	
5. 保険料				2,000
傷害保険	2,000	1	2,000	
6. 食料費				30,000
昼食・飲み物代	600	50	30,000	
予備費				3,200
	3200	1	3,200	
支出計				79,000
収支				0

(第1号様式)

令和6年4月4日

函南町教育長 様

住 所 三島市一番町 2-29
申請者 わんぱく相撲三島場所実行委員会
氏 名 会長 杉山信二
(連絡先) 080-5428-7903



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第35回 わんぱく相撲三島場所		
期 日	令和6年5月19日(日)		
会 場	三島市谷田 1505 三島市立錦田中学校		
主催者	団体名	わんぱく相撲三島場所実行委員会	
	代表者	会長 杉山信二	
	所在地	〒411-0036 三島市一番町 2-29 三島青年会議所内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	三島市相撲連盟
		後 援	三島市、三島市教育委員会、沼津市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆市教育委員会、函南町教育委員会、長泉町教育委員会、清水町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FM ボイスキュー、(一社)沼津青年会議所、(公社)三島青年会議所

6.4.-5

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	(事業の対象) 三島市及びその周辺地域の小学校 1 年生～6 年生 (目的) 相撲の勝敗だけにこだわることなく、勝つことの喜び、負けることの悔しさを体験し相手を敬う気持ちや思いやる事の大切さを体感し、また日本の伝統文化の 1 つとして今日まで三島の相撲が継承され、またこれからの子供たちが継承していく事を感じる場の創出を目的としました。		
事業内容	開会式 競技(相撲) 各部門予選リーグ 競技(相撲) 各部門決勝リーグ (各部門 1~6 位まで決定) 表彰 閉会式		
申請理由	より多くの子どもたちに周知するため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

わんぱく相撲三島場所運営要綱

1、作成の目的

一般社団法人三島青年会議所が携わってきた事業であるわんぱく相撲三島場所について、その運営について改めて見直し、この事業に対する意識の共有及び新旧メンバー関係なく画一的な運営を可能にすることにより、より良い運営につながることを目的とする。

2、わんぱく相撲三島場所の概要

①目的

1990年に第1回大会を実施以降、相撲の勝敗だけにこだわることなく、子供たちの心身鍛錬・健康増進を図り、次世代を担う子供たちの持つ限りない能力を育むことを目的とする。また、子供たちが互いに応援し合うことにより、他への思いやりや感謝の気持ちを育む機会を創出する事を目的とする。

②参加資格（わんぱく相撲全国大会出場マニュアルより抜粋）

各LOM大会を開催する地域に在住または在学する小学生（男女）但し、在住または在学している地区で大会を開催していない場合、近隣のLOM大会への参加を可能とする。尚、選手のLOM大会出場は当該年度1回のみ参加とする。

③表彰

各部門優勝者	4～6年生男子、高学年女子には、市長杯授与
個人部部門	1位から3位 メダル
各部門	1位から4位、賞状 授与

④運営組織

主催：わんぱく相撲三島場所実行委員会

共催：三島市相撲連盟

後援：三島市、三島市及び近隣地域の教育委員会、一般社団法人三島青年会議所等

⑤全国大会の予選としての三島場所

わんぱく相撲三島場所において個人戦は両国国技館にて行われる全国大会の予選という側面もある。
(わんぱく相撲は子供たちに両国国技館にて相撲を取れるという夢を与える事業でもある。)

* 2024年予定

男子 第39回わんぱく相撲全国大会

場所：両国国技館

日時：2024年8月4日（日）

女子 第5回わんぱく相撲女子全国大会

場所：愛媛県武道館

日時：2024年9月22日（日）

わんぱく横綱への道

(イ) わんぱく相撲静岡県大会（1ブロック内で5LOM以上のLOM大会が開かれる場合は全国大会の前にブロック大会が開催される。静岡ブロックでは今年9LOMにて大会が開催されるためブロック大会が開催される。なお、静岡ブロック大会の呼称は前述のとおり「わんぱく相撲静岡県大会」である。）への出場資格

男子4、5、6年生の各優勝者及び女子4、5、6年の上位者（1、2、3年生は三島場所のみ）

(ロ) 全国大会への出場資格

男子4、5、6年生の各上位4名及び女子4、5、6年の上位者

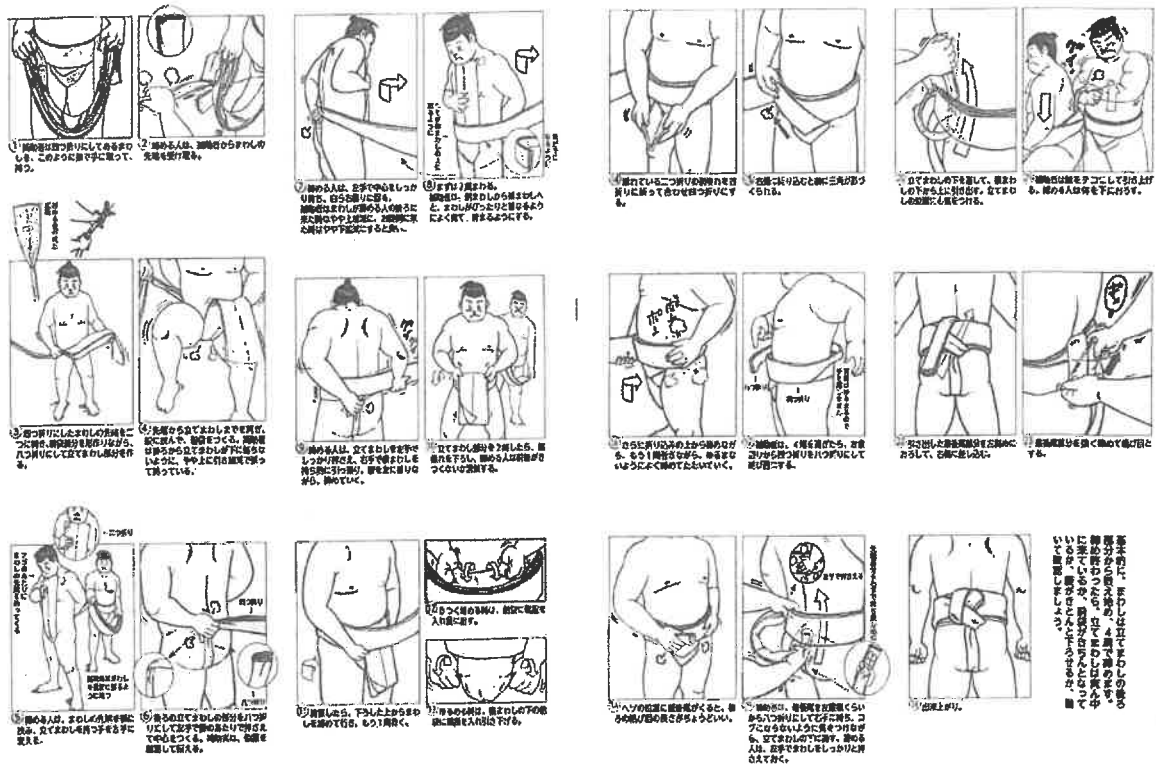
(ハ) 全国大会

全国大会は個人戦と団体戦がある。個人戦は各学年別にトーナメント方式で行われ横綱1名、大関1名、関脇2名、小結4名を決定する。

3、わんぱく相撲三島場所運営要綱 (内容詳細)

受付	担当部門の受付	受付表をもとに出場選手をチェックする。予選リーグの組を伝える。 検温、消毒をお願いする。
	取組表作成	受付表により参加人数をチェックし、予選リーグの組み合わせ表の確認を行う（人数に応じ3人～6人用の取組表を作成）。
競技	まわし締め	担当部門の競技が近づいたら（本部でアナウンス）出場選手を集め、実行委員会のまわし締めを手伝い、憶えてほしい。 ゴム手袋を着用し、消毒をする。
	選手点呼	本部が読み上げた出場選手が揃っているか点呼する。 最終予選の際には、呼ばれなかった選手がいないか確認する。
	ルール説明 挨拶・礼儀指導	ルール説明は開会式でも行うので、特に返事や礼について指導する。 名前を呼ばれた選手がしっかり返事をするよう指導する。 土俵に上がる際は俵を踏まないよう指導する。 競技の始まりと終わりにしっかり礼をするよう指導する。 本要綱後半記載の禁じ手・禁じ技についてイラストを見せながら絶対にやらないように指導する。
	土俵誘導	本部の指示に従い、名前を呼ばれた選手を確認し東西に誘導する。 選手によっては、取組中に東西が入れ替わる場合があるので、その都度誘導する。
	取組記録	本部にて取組表をもとに勝敗を記録する。（勝ち＝○、負け＝×）
	決勝進出者の確認	取組表を三島市相撲連盟と照らし合わせ、決勝進出者を確認する。 決勝進出者は各部4名とし、同勝利数の選手が複数いる場合は、決勝進出決定戦（サドンデス）を行う。 決勝戦用の取組表を作成する。 記録し終わった（予選用）取組表は、実行委員会メンバーに渡す。
	順位の確定（決勝）	取組表を三島市相撲連盟と照らし合わせ、順位を確定する。
	賞状作成（決勝）	取組表をもとに賞状を作成する。（各部門1位から4位） 記録し終わった取組表は、実行委員会メンバーに渡す。
その他	駐車場誘導	駐車場に看板を設置して、駐車位置に誘導する。 ・関係者（相撲連盟等協力者）専用駐車場 錦田中学校相撲場東側付近に順次誘導する。 ・参加者用駐車場 学校内（校舎裏）から順に、近い箇所から誘導する。
	取組応援	土俵周りで選手に声援を送る。 負けた選手を励ます。 勝った選手に称賛を贈る。
	交流促進	子供たちが、普段接することの少ない違う学校や地域の生徒との交流が図れるようフォローする。
	救急対応	怪我をした選手の治療に当たる。 ・軽傷の場合は、本部の薬箱にて治療 ・重症の場合は、病院への搬送（本部で対応）

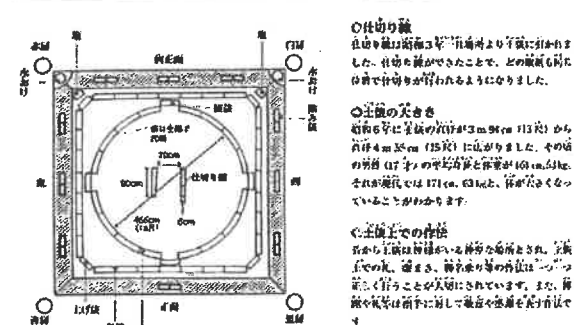
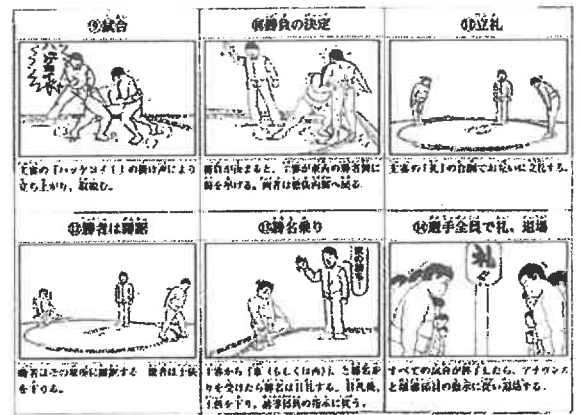
まわしの締め方



試合の前後の所作

一土俵に上がってから下りるまで

※大相撲の所作とは異なる点があります。



禁じ手・禁じ技

次に挙げる各行為は、相手に危害を与える危険な手や技であり、禁じられています。
重大相撲の禁じ手とは異なります。
危険な行為を禁じることで、運動競技としての相撲が成り立っていました。

試合で禁じ手・禁じ技を用いた場合は反則負けや取り直しとなることがあります。

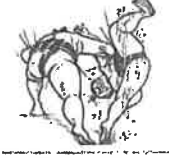
禁じ手

廻り身で突き、蹴ること	張り手	顔面を掴むこと
		
「相手の」顔が打れる。 「自分の」首が痛む（失明）する。	「相手の」顔面が打れる。 「自分の」首が痛む。	「相手の」首を痛める。
目、または水戸などの 顔面を突くこと	肩立脚を掴むこと	喉を掴むこと
		
「相手の」目が打れる（失明）する。 呼吸が止まる（窒息）する。 内臓が破裂する。	「相手の」まわしが打れる。	「相手の」呼吸が止まる（窒息）する。 首を痛める。
胸、腹を蹴ること	一掴・二掴を持って 振り廻すこと	噛むこと
		
「相手の」胸骨が折れる。 内臓が破裂する。	「相手の」首が折れる。 首が折れる。	「相手の」皮膚が裂ける。 皮膚が破裂する。

決まり手

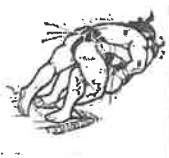
主な技は次の通りです。

これらの技の他にも決まり手があり、すべて介めるとり手と5つの勝負状態になります。

①突き出し	②押し出し	③寄り切り
		
真っ直ぐに相手の顔面に突き出す。	両手や腕を押しつけ、土俵外に突き出す。	肩で支えて相手の土俵外に突き出す。
④上手投げ	⑤下手投げ	⑥水手投げ
		
肩からまわしをつかみ投げに転ぶ。	水しえん（水しえん）をつかみ投げに転ぶ。	相手の肩しえん（水しえん）をつかみ投げに転ぶ。
⑦抱き投げ	⑧正手出し投げ	⑨下手出し投げ
		
相手の腕を脇の下からすくって投げに転ぶ。	水しえん（水しえん）をつかみ投げに転ぶ。	下手で相手の腕をすくって投げに転ぶ。

禁じ技

反り技	両膝掛け	顔割り
		
「相手の」受け手をとれない。 両膝を投げつける 首を痛める	「相手の」受け手をとれない。 両膝を投げつける 首を痛める。	「相手の」首を痛める。 顔を痛める。
極め出し	合掌	腕の入れ技
		
「相手の」首を痛める。	「自分の」手が外れなくなる。 「相手の」首を掴む 「相手の」首を痛める。	「相手の」首を痛める。
後頭部を相手の顔面につける		
		
「相手の」首を痛める		

⑩投げ投げ	⑪内投げ	⑫外投げ
		
内側から足をからめてしこく投げに転ぶ。	内側から足をからめて、肩から投げに転ぶ。	外側から足をからめて投げに転ぶ。
⑬足蹴り	⑭突き落とし	⑮内蹴り
		
両手で相手の足を掴んで投げに転ぶ。	肩を落とす（突き落とし）をきいて転ぶ。	水しえん（水しえん）をつかみ投げに転ぶ。
⑯寄り出し	⑰逆りだし	⑱投げっちょり
		
相手の腕を掴んで寄り出し（投げっちょり）に転ぶ。	相手の腕を掴んで、肩をきいて投げに転ぶ。	水しえん（水しえん）をつかみ投げに転ぶ。

わんぱく相撲三島場所実行委員 役員名簿

会長	杉山 信二	三島市相撲連盟
理事	渡邊 征一郎	一般社団法人三島青年会議所
委員長	三井 陽平	一般社団法人三島青年会議所
副委員長	関 幹太	一般社団法人三島青年会議所
委員	佐々木 駿	一般社団法人三島青年会議所
委員	井川 弘二郎	一般社団法人三島青年会議所
委員	菅原 秀汰	一般社団法人三島青年会議所
委員	露木 陽介	一般社団法人三島青年会議所
委員	富永 洋史	一般社団法人三島青年会議所
委員	三田 瑛子	一般社団法人三島青年会議所
委員	ヴォン ゴックミン チャウ	一般社団法人三島青年会議所
委員	吉田竜宏	一般社団法人三島青年会議所

収 支 予 算 書

収入の部

科 目	予 算 額	算 出 の 基 礎
補 助 金	20,000 円	三島市より
わんぱく相撲拠出金	290,000 円	一般社団法人三島青年会議所より
計	310,000 円	

支出の部

科 目	予 算 額	補助金充当額	算 出 の 基 礎
会場設営費	53,447	20,000	音声機材レンタル代、映像作成費用等
メダル・ペナント代	53,048		
広告印刷費	121,300		
保険料	16,231		
振舞い	33,354		
表彰状費用	2,100		
雑費	9,090		
予備費	1,430		
計	270,000 円	20,000 円	

『ちゃんこ』も
あるよ!



闘え!
想いを棄せて!

四股体験
体験を繰えよう!

参加無料!!

第35回

わんぱく相撲

参加対象
小学生の
男女

服装 体操着

練習日
5月12日
13:00~

持ち物 体操着、水筒
足拭きタオル

集まれ!! わんぱく小学生

三島場所

申込締切: 2024年5月11日(土)

受付 8:00~ / 開会式 8:30

令和6年
5月19日

場所: 三島市立錦田中学校相撲場
(三島市谷田 1505 番地)

- 雨天決行 閉会予定17:00
- 荒天時は、会場が錦田中学校体育館に変更となります。その場合、ちゃんこの振舞い及び、四股体験が中止となります。ご了承ください。

○駐車場あり

※台数に限りがありますので、お車でお越しの際は
出来るだけ乗り合わせてお越しください。

『わんぱく相撲とは』 「わんぱく相撲」は1981年(社)東京青年会議所が(財)日本相撲協会と協力して「わんぱく相撲の手引き」を作成し、全国の市町村教育委員会と各地の青年会議所に配布。全国への普及運動をあわせて行ってきました。1985年、国技館の両国移転に伴い開催への準備も整い「わんぱく相撲全国大会新国技館落成記念大会」を開催し、今日を迎えております。わんぱく相撲三島場所実行委員会では、この「わんぱく相撲」に賛同し、1990年に「第1回わんぱく相撲三島場所」を開催し、本年度第35回三島場所を開催する運びとなりました。

お問合せ **わんぱく相撲三島場所実行委員会事務局**

〒411-0036 三島市一番町 2-29

一般社団法人三島青年会議所内

E-mail : info@mishimajc.jp

HP : https://www.mishimajc.com/

TEL. **(055)971-1687** / FAX. **(055)971-5001**

主催 **わんぱく相撲三島場所実行委員会** 共催：三島市相撲連盟 協賛：(有)三輪建設、伊豆メディカル農園、富士伊豆農協、株式会社村の駅

後援 三島市、三島市教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、一般社団法人三島青年会議所
函南町教育委員会、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会

お申し込み方法 → Google フォーム または FAX でお願いいたします



ホームページ <https://www.mishimajc.com/>

申し込み <https://forms.gle/Kdhy6gd5o3MHhEgT8>



FAXでのお申し込みの方は以下の内容に記載していただき

055-971-5001 宛にお送りください。



または、こちらの
QRコードから

小学校	小学校	学 年 (令和6年4月以降の学年)		
生年月日	年 齢			
身 長 cm	体 重 kg	性 別	男・女	
ふりがな	既往歴 (病気・怪我 アレルギーなど)	年 生 歳		
氏 名	ふりがな			
し こ な 四股名 (大会当日名前とともに読み上げますので、四股名をお考えください。 四股名の付け方はわんぱく相撲三島場所ホームページをご覧ください)				
なぜ闘うか自分の考え				
なぜ勝ちたいか自分の考え				
自宅住所				
電話番号		緊急連絡先		
Eメール		練習への参加 (5/12 13:00~)	参加します ・ 参加しません	
一般社団法人三島青年会議所の事業告知などをメールマガジンで配信しています。 メールマガジンを配信させていただいてもよろしいでしょうか?			はい ・ いいえ	

参加保護者同意書

当日撮影した写真・動画をインターネット媒体(ブログ、Facebook、Instagram、X等)へ掲載したいと考えています。これらの媒体に個人が写っている写真、動画を掲載する事を承諾していただきたいと思います。

- ・わんぱく相撲三島場所実行委員会主催のわんぱく相撲へ参加すること、写真や動画の撮影・掲載することに同意します。
- ・参加にあたり、健康上問題がないことを確認の上、参加します。

申込年月日：令和 年 月 日 保護者名 印

※大会中に万一発生した事故につきましては特約保険の範囲において補償されております。

※この個人情報、わんぱく相撲及び青年会議所運動以外には使用いたしません。

令和6年4月10日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

NY 419-0122

住 所 函南町上沢 888 番地の 13

申請者

Tel 055(978)9278

団体名及び申請者の氏名

函南町文化協会

会長 佐藤 泰博



函南町教育委員会後援名義申請書

下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

१५३

事業名	函南町文化協会主催 「お話の力 チャリティー落語&朗読会」		
期 日	令和6年8月25日(日) 13:00~15:30		
会 場	函南町文化センター 大ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町上沢888番地の13	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞

受付

6. 4. 10

生涯學習課

事業の対象 と 目 的	事業の対象 函南町民と近隣市町民 目 的 プロの落語家と函南町文化協会加盟2団体の朗読により、地域住民の皆様に朗読と落語を楽しんで頂くと共に地域の文化向上に貢献する。		
事業内容	(1) 落語協会所属「春風亭傳枝」(伊豆市出身)師匠に笑える怪談ばなしと函南町文化協会加盟団体「朗読の会カメリア」「朗読サークル言の葉」2団体の怪談話を開催する。 (2) 収益金全額を、被災地の復興支援と地域福祉のために寄付する。		
申請理由	質の高いプロの落語と函南町文化協会加盟2団体の日頃の成果を一般町民に提供し、明るい文化的な町づくりに寄与し、地域の文化向上に貢献する。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	1,000円

【注意事項】

- ※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。(前回開催のチラシパンフ等で可)
- ※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。
- ※ 入場料や参加費を徴収する場合は、事業の収支予算書を添付してください。

【後援の対象事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

令和6年2月6日

事業計画書

函南町文化協会
会長 佐藤泰博

1. 事業名 「お話の力 チャリティー落語&朗読会」～夏の怪談ばなし
2. 事業内容 落語協会所属「春風亭傳枝」（伊豆市出身）師匠に笑える怪談ばなしと
函南町文化協会加盟団体「朗読の会カメラ」・「朗読サークル言の葉」
2団体の怪談ばなしをを開催することにより地域住民の皆さまに朗
読と落語を楽しんで頂くと共に函南町の文化向上に貢献します。
収益金は地域文化振興や社会奉仕活動に役立てます。
3. 事業対象者 函南町民及び近隣市町民
4. 開催日時 令和6年8月25日（日） 13時開演 / 15時30分終演予定
5. 会場 函南町文化センター 大ホール
6. 出演者 落語協会所属 春風亭傳枝
「朗読の会カメラ」・「朗読サークル言の葉」
7. タイトル 一夏の怪談朗読会
8. 広報活動 ポスター100枚・チラシ2,500枚・プログラム500部
「広報かんなみ」7月号掲載予定
9. 入場料 1,000円 全席自由席 入場券販売目標 500枚
10. 主催 函南町文化協会
11. 後援 函南町 函南町教育委員会 静岡新聞・静岡放送 伊豆日日新聞
12. 実行委員会 実行委員長 杉山むつ美 実行委員 高橋和恵・三田加代子
函南町文化協会 本部役員・理事

令和6年2月6日

令和6年度【函南朗読会 チャリティーイベント】予算書

函南町文化協会
会長 佐藤泰博

収入 450,000円
支出 450,000円
残高 0円

収入の部 (単位 円)

科 目	予 算 額	備 考
入場料	450,000	チケット販売目標 1,000円×450枚
合 計	450,000	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
出演料・交通費	100,000	春風亭傳枝
舞台関係者	24,000	
広報関係費	70,000	ポスター・チラシ・チケット・プログラム・ 印刷料・原画版下料
事務費	30,000	販売手数料等
その他諸経費	40,000	昼食弁当・飲物代等
寄付金	186,000	地域社会福祉貢献
	450,000	

但し、科目間の流用を認める

経費を引いた収益全額を寄付することとする

(第1号様式)

R6年 4月 9日

函南町教育長 様

住 所 三島市一番町 2-29
三島商工会議所

申請者

氏 名 エフエムみしま・かなみ
原 和也



(連絡先) 055-981-8600

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	ボイスキュー 開局 27 周年記念イベント「ラジオと一緒に！防災チェック」		
期 日	R6 年 6 月 2 日(日) 10:00～15:00		
会 場	ゲートウェイ函南(道の駅・川の駅)		
主催者	団体名	エフエムみしま・かなみ(ボイスキュー)	
	代表者	原 和也	
	所在地	三島市大社町 1-10 総合防災センター3F	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	函南町・函南町教育委員会 三島市・三島市教育委員会 富士山南東消防本部、駿東伊豆消防本部

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	別紙事業案内書に記載		
事業内容	別紙事業案内書に記載		
申請理由	コミュニティFMとしてより地域に密着したイベントを行うべくぜひ貴町教育委員会の後援を得て地域振興に貢献したく存じます。 また、特に子どもたちへ災害対策を周知したいため、学校、幼稚園・保育園といった教育機関へのチラシ配布を希望しています。ご後援いただきたく存じます。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業案内書

1事業名: ボイスキュー 開局27周年記念イベント「ラジオと一緒に！防災チェック」
2開催場所: 伊豆ゲートウェイ函南(道の駅・川の駅)
3主催: (株)エフエムみしま・かなみ
4開催日時: R6年6月2日(日)10:00~15:00
5来場者数: 約1,000人見込み
6後援申請: 三島市、函南町、三島市教育委員会、函南町教育委員会
8広報 ボイス・キューでラジオ告知。 三島市、函南町の商店街、店舗にチラシ設置。 またチラシは特に子どもたちへの周知のため、小中学校、幼稚園・保育園に配布。 自社サイト内にイベント情報のページ作りアピールするほか、関係者、出店者のSNSを通じてイベント情報の拡散。
9内容(概要) 防災をテーマにイベント、公開放送ラジオ特別番組を構成。 公開放送は13:00~15:00まで。 イベント前日(6月1日)が防災用品点検の日であることから、『防災用品の点検』『災害時のラジオ』に焦点を当てて番組を放送します。ゲストは駿東伊豆消防本部、富士山南東消防本部、国土交通省沼津河川国道事務所、東京電力の方などを予定しており、地震だけでなく風水害、停電などについても掘り下げる予定。公開放送は道の駅内のスタジオで行います。 道の駅の交流室ではAEDの使い方講座や、当イベント記念品である手ぬぐいの災害時の使用法などをレクチャー。 道の駅広場では物販、ワークショップの出店を行い賑わいを創出します。 当日、道の駅、川の駅を巡るスタンプラリーを開催。スタンプを集めるとオリジナル手ぬぐいをプレゼント。さらにWチャンスとしてグッズ受取時に応募してくれた方の中から抽選で1名に防災グッズのプレゼント(公開放送で当選者発表)

【ボイスキュー 開局 27 周年記念イベント】

開催日時: 2024 年 6 月 2 日(日) 10:00~15:00 @ゲートウェイ函南

開催目的: 子どもたちにラジオに興味を持ち、聴いてもらう
防災用品点検の日(6 月 1 日)、防災にちなんだ催し
ラジオの点検(しまってある場所、電池、使い方)をかねて

イベント内容案:

■公開放送(13:00~15:00 を予定) @i スタジオ

ゲスト出演、富士山南東消防本部の方、沼津河川国道事務所の方など防災ゲスト

■出店 @イベント広場 (最大 10 店舗)

物販、ワークショップ系

※物販体験ブースのみ 飲食 NG

■防災教室 @交流室

AED の使い方講座

手ぬぐいの使い方講座(三角巾や包帯代わりに)

■スタンプラリー

ゲートウェイ函南、川の駅、

スタンプ集めて →オリジナルグッズプレゼント(オリジナル手ぬぐい)

ここで W チャンス★

→グッズ受取時に応募してくれた方の中から抽選で1名様に防災グッズプレゼント

後援(予定): 三島市、函南町、富士山南東消防本部
三島市教育委員会、函南町教育委員会

その他: イベントチラシ作成、三島市・函南町内小学校に配布したい
三島市・函南町(4/10 締切)広報載せたい

令和6年4月10日

函南町教育長 様

所在地 静岡市駿河区登呂
申請者 団体名 静岡県市町対抗駅伝競走大会
代表者 大会会長 大須賀

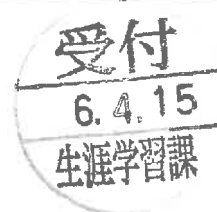


後援名義使用許可願い

下記事業を開催するにあたり、貴町教育委員会の後援名義の使用許可をしていただきたくお願い申し上げます。

記

事業名	第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会
事業の 目的	県内各市町の活性化及び市町相互のさらなる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると同時に、本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、さらに県民の体力向上等を目的として実施する。
実施日	令和6年11月30日(土) 10:00~14:30
主催者	静岡陸上競技協会、静岡新聞社・静岡放送
会場	静岡県庁本館前～駿府城公園～清水興津清見寺～県草薙陸上競技場
対象者	県下各市町の選抜選手777名、監督・コーチ 74 名
後援名義 使用期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日



第25回 静岡縣市町対抗駅伝競走大会 大会要綱 (案)

主 共 特 後	別 後	催	静岡陸上競技協会、静岡新聞社・静岡放送
		催	静岡県、静岡県教育委員会、(公財)静岡県スポーツ協会
協	力	援	(公財)静岡県市町村振興協会、静岡市
		援	参加市町、参加市町議会、参加市町教育委員会、参加市町体育協会・スポーツ協会、静岡市長会、静岡県町村会、静岡県市議会議長会、静岡県町村議会議長会、静岡県校長会、静岡県高等学校長協会、静岡県私学協会、静岡県高等学校体育連盟、静岡県中学校体育連盟
運 営 協 力 校	校	力	静岡県警察、陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊、国土交通省静岡国道事務所、(公社)静岡県看護協会、静岡市自治会連合会、静岡市清水区各地区交通安全会、静岡市交通指導員会、静岡市清水地域連合交通安全推進本部、静岡市スポーツ推進委員連絡協議会、静岡市清水区連合体育会、日本ボーイスカウト静岡県連盟静岡地区・清水地区、長谷通り商店街振興会・同周辺自治会、しずおか RC、清水健走会、草薙激走会、麻機学区体育振興会、西奈南学区体育振興会、NTTドコモショップ静岡安東店、しずおか焼津信用金庫長谷支店、静岡焼津保険代弁(株)、JA静岡市あさはた支店、(株)JA静岡市やすらぎセンター、鳥坂自治会、サーラ物流(株)静岡営業所、サクライ石油(株)鳥坂 SS、(株)合同物流、飯田庵原地域包括支援センター、セントケア清水、静岡市袖師生涯学習交流館、榑屋、(株)ミライサポート、鈴与自動車運送(株)、港トラック運送(株)、静岡市清水区役所、しずてつジャストライン(株)
		校	静岡県立静岡高校、静岡県立静岡城北高校、静岡県立静岡東高校、静岡県立静岡西高校、静岡県立駿河総合高校、静岡県立静岡農業高校、静岡県立科学技術高校、静岡県立静岡商業高校、静岡市立高校、城南静岡高校、静岡雙葉高校・中学校、静岡北高校、静岡県立清水東高校、静岡県立清水西高校、静岡県立清水南高校、静岡市立清水桜が丘高校、静岡市立城内中学校、静岡市立清水第六中学校、静岡市立清水第七中学校、静岡市立葵小学校、静岡市立清水袖師小学校

- 主 旨 本大会は東海道四〇〇年祭を契機とし、県内市町の活性化及び市町相互の更なる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると共に本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、更に県民の体力向上等を目的として実施する。
- 期 日 2024年11月30日(土) (午前10時00分スタート・雨天決行)
- コ ー ス 県庁本館前～駿府城公園～長谷通り～麻機街道～流通センター前～北街道～清見寺～南幹線～草薙陸上競技場「12区間 42.195km」(関係機関との協議により変更する場合がある)

第1区	3.673km	県庁本館前～中堀2周～駿府城公園二之丸橋	中学生・高校生(女子)
第2区	1.903km	駿府城公園二之丸橋～中堀1周～駿府城公園二之丸橋	小学生(男子)
第3区	1.715km	駿府城公園二之丸橋～中堀半周～草深橋～西草深町東交差点	小学生(女子)
第4区	3.549km	西草深町東交差点～麻機街道～JA 静岡市あさはた支店	中学生・高校生(女子)
第5区	6.855km	JA 静岡市あさはた支店～流通センター前～北街道～鳥坂自治会館	高校生(男子)
第6区	3.911km	鳥坂自治会館～北街道～清水六中	40歳以上
第7区	3.564km	清水六中～北街道～袖師生涯学習交流館	中学生(男子)
第8区	3.020km	袖師生涯学習交流館～清水清見瀧公園	中学生(女子)
第9区	1.619km	清水清見瀧公園～榑屋	小学生
第10区	3.051km	榑屋～さつき通り～清水区役所	一般(女子)
第11区	4.310km	清水区役所～南幹線～清水七中	中学生・高校生(男子)
第12区	5.025km	清水七中～南幹線～草薙陸上競技場	一般(男子)
- チーム編成 (1) チームは市町単位とする。政令市は原則区単位とするが、区の連合チームも可とする。
(但し、行政区を再編した浜松市は、24回大会のチーム編成での参加を27回大会まで認める。)
(2) チーム名は市・町名とし、複数出場の場合は市・町名の後に地域名などで区別すること。
(3) チームは監督1名、コーチ1名、選手21名以内とする。
(4) チーム関係者は大会運営関係者を兼務できない。
- 参加資格 (1) 参加選手は静岡県内出生者(出身者)または2024年9月1日現在、県内各市町に在住(在勤・在学)する者。
(2) 選手登録に際し、下記から選手の参加資格を選択し適用すること。
(a) 出生地、(b) 出身校、(c) 現住所、(d) 保護者の現住所、(e) 勤務地(在籍校所在地)
※勤務地とは生計のために就労する場所を指す。
(3) 参加選手は区分が同じなら適用した参加資格が変わらない限り、同一チームから出場しなければならない。
※第24回大会の参加選手の区分から、第25回大会以降に適用する。
(4) 各選手区分の年齢規準は下記の通り。
(a) 中学生区分の参加選手は、2009年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者。
(b) 高校生区分の参加選手は、2006年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者。
(c) 一般区分の参加選手は、2006年4月1日以前に生まれた者。
(d) 40歳以上区分の参加選手は、1984年11月30日以前に生まれた者。

- (5) 選手の参加資格に審査請求がある場合は、選手本人の希望を踏まえた上で以下の順で判定する。
- (a) 小・中学生は、①本人の現住所、②在籍校の所在地、③保護者の現住所、④出生地の順。
- (b) 高校生は、①保護者の現住所、②出身校の所在地、③出生地、④本人の現住所、⑤在籍校の所在地の順。
- (c) 一般(大学生含)・40歳以上は、①出生地、②出身校の所在地、③本人の現住所、④勤務地(在籍校)の順。
- (6) 人口70,000人未満の市町チームは、一般(女子)区分に、その市町に在住する中学生・高校生を出場させることができる。但し、中学生は2年生以上とする。(これにより出場した選手が翌年、中学・高校区間に出場することを妨げない。) ※人口は前年の10月1日を基準とする。
- (7) 参加資格における「出生地」、「出身校」、「現住所」、「保護者の現住所」、「勤務地(在籍校所在地)」とは、市町単位チームはその市町とし、政令市の区および連合区チームは該当する区とする。
- (8) 参加資格において、判断しにくい場合は事前に資格審査委員会に相談すること。
6. 競技方法 (1) 本大会は市町駅伝大会要綱・申し合わせ事項及び、2024年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、同連盟駅伝競走標準に準拠し実施する。
- (2) 参加チームは「大会競技規則」及び「大会注意事項」を遵守すること。
- (3) 市町対抗とし、市の部・町の部の2部制(但し、同時スタート)とする。
- (4) 引き継ぎにはタスキを用い、タイム測定はタスキに埋め込んだチップで行う。
- (5) 各区間は、エントリーを正式に受理された走者が走らねばならない。違反した場合は失格とする。
7. 選手登録 10月15日(火) 17時00分までに所定の方法で届け出ること。
- (1) 参加選手は、プログラム及び大会成績等に氏名、所属などが掲載されることを了承し申し込むこと。
- (2) 本大会の映像等は、大型スクリーンやインターネット等に転載することがある。
8. オーダー表 正式オーダー表はエントリー選手から選出し、所定の方法で監督会議当日の昼12時までに提出すること。
9. 選手変更 選手変更は、本要綱の「参加資格」ならびに「大会競技規則及び注意事項」に従うこと。
10. 表彰 (1) 市・町対抗の2部制とし、優勝旗・優勝杯・県知事杯(それぞれ持ち回り)および静岡縣市町村振興協会杯、協賛社杯、賞状、メダル(上位3位まで)を授与する。
- (2) 市の部は10位まで、町の部は6位までを表彰する。
- (3) 区間1位には区間賞を授与する。(市・町の部ともに)
- (4) 前年大会よりタイムの上げ幅が伸長した市の部上位3チーム、町の部上位2チームに敢闘賞を授与する。
(入賞チームおよび市町合併等で前年より大幅にチーム編成を変更したチームは対象から除く。)
- (5) 人口15,000人未満の市町の1位チームに、ふるさと賞を授与する。
11. 監督会議 11月29日(金) 16時00分から 静岡音楽館AOI 7階講堂(静岡市葵区黒金町1-9)
12. 開会式 11月29日(金) 監督会議内で開会を宣言する
13. 表彰式 11月30日(土) 14時予定 草薙体育館「このはなアリーナ」(静岡市駿河区栗原19-1)
全チームの駅伝選手12名と監督・コーチを含めた14名は必ず出席すること。
14. 併催事業 11月30日(土) 12時50分から 草薙陸上競技場(静岡市駿河区栗原19-1)
エントリーした小学生の補欠選手を対象に、草薙陸上競技場において男女別1500メートル競走を行う。
15. チーム担当 (1) チーム担当者は、各市町の職員または各市町のスポーツ協会(体育協会)の職員とする。
- (2) 各チームは、チーム担当者の氏名・所属・連絡先を大会事務局に登録すること。
- (3) 大会事務局はチーム担当を窓口とし、チームと情報を共有する。
16. その他 (1) 主催者は参加者全員を被保険者としてスポーツ保険に加入する。
(補償範囲は大会参加中および往復途上中の怪我に限り、疾病および感染症罹患は補償の限りではない。)
- (2) 主催者は競技中に生じた事故の応急処置は行うが、事故後の責任は負わない。
- (3) 選手は、保険証又は保険証の写しを持参すること。
- (4) 選手・付き添いの配置は主催者が行う。
- (5) 選手は大会までに医師の診断を受けること。(2024年内に職場や校内健診で異常がなければ必要ない。)
- (6) 成績優秀な選手は、全国都道府県対抗男女駅伝の候補選手とする場合もある。
- (7) 本大会の開催日は、12月第1日曜日の前日の土曜日とする。

【大会事務局】 静岡縣市町対抗駅伝競走大会事務局 TEL:054-284-9094 FAX:054-284-9095
〒422-8033 静岡市駿河区登呂3丁目1番1号(静岡新聞社・静岡放送 地域ビジネス推進局内)
メールアドレス ekidenjimukyoku@gmail.com

2024.04.02(案)

第25回 静岡県市町対抗駅伝競走大会

ブロック別 交通規制図

2024年11月30日(土) 開催

交通規制に、ご協力をお願いします。



36

